

相続人に行方不明者がいる場合の 申告上の留意点

講演項目

- ◆ 相続人の中に行方不明者がいる場合に考えること
- ◆ 不在者財産管理人と失踪宣告について
- ◆ 相続税申告に与える影響

Web
セミナー

相続人に行方不明者がいる場合には、相続手続きをする上で様々な影響が生じます。本セミナーでは、民法上の手続き(不在者財産管理人の選任、失踪宣告の申立て)や相続税申告の手続き(相続の開始があった日、法定相続人の数、遺産分割協議)について注意すべき点などを詳しく解説します。

視聴可能期間

2023年 8月8日(火) 11:30~8月14日(月) 17:00

※講演時間は約30分となります。

お申し込み期限

8月4日(金) 17:00

参加費

3,000円(税込)

講師

辻・本郷 税理士法人
熊谷事務所
所長

橋本 和也 (はしもと かずや)



他の税理士事務所にて7年間勤務した後、2016年5月 辻・本郷 税理士法人に入社。入社後は熊谷事務所にて法人及び個人の顧問業務に従事。現在は、会社オーナーや不動産オーナー等の相続税対策・事業承継に関するコンサルティング等の資産税中心の業務を担当している。

辻・本郷 税理士法人
高崎事務所
相続センター長

飯塚 明 (いづか あきら)



個人の会計事務所にて7年間勤務し、2011年4月 辻・本郷 税理士法人に入社。館林・熊谷事務所にて法人顧問・個人事業主や不動産オーナーの確定申告などの業務に従事。2021年7月 高崎事務所相続センター長に就任。相続税申告業務を中心に会社オーナーや不動産オーナーの相続税対策などの業務に努めている。

詳細・お申し込み

https://form.k3r.jp/ht_tax/230808

